

2017年11月に解禁された 介護分野の技能実習制度

～実習生受入申込から実習開始までの流れ～
最長5年間、さらにそれ以上の勤務が可能に

外国人技能実習制度の目的

1993年から始まった外国人技能実習制度の本来の目的は、海外から日本に実習生を受入れ、自国では身につけることができない技能を持ち帰って役立てるのということが本来の目的です。制度を定めた法律にも「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(技能実習法第3条第2項)と明記され、現在は77の職種に139の作業が指定されています。

2017年11月、介護分野解禁

厚生労働省が「2025年には介護人材は37万7千人不足する」という予想をする中で上記外国人技能実習制度に介護分野が加えられたのは2017年11月の事です。

また、政府は2019年4月にも最長5年間の技能実習を修了した外国人が、さらに最長で5年間、就労できる在留資格「特定技能(仮称)」を得ることができるよう制度を改変することを検討しています。外国人技能実習制度が日本国内における労働力不足を補う切り札となる可能性があるわけです。

介護実習生を受入れる介護事業所の要件

生命にかかわる医療活動や老人、障害者の健康問題にかかわることになる介護分野の技能実習生の受け入れについては、他の分野とはやや違う慎重な扱いがされており、厚生労働省も指針として「技能実習「介護」における固有要件等について」を定めています。これによれば受け入れる事業所の条件は次のように定められています。

- ・ 技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問介護施設では受け入れ不可。
- ・ 事業所設立から3年以上たっている。
- ・ 看護師、あるいは職務経験5年以上の介護福祉士を指導員としてつける。人数は実習生5人につき1人以上。

介護実習生となるために必要な条件・資格

また、実習生側は、自国などで、

- (1) 介護施設あるいは居宅で、高齢者・障害者の日常生活の世話、機能訓練等の実務経験がある
- (2) 看護課程を修了したか、看護師資格を持っている
- (3) 介護士認定などを受けた

のいずれかを満たしている必要があります。

介護分野の実習生受入の申込みから配属まで

介護分野の技能実習生受入は以下のような手順で進められます。

1. 当組合への介護分野の技能実習生の受入れを申し込む
2. 現地送り出し機関が実習希望者を募集
3. 書類・面接・学力テスト・体力テストなどで介護事業所自体が採用者を選考
4. 採用者に対し現地で入国前講習(半年から1年程度)を実施
5. 来日後、1年目は特例法で定められた「技能実習1号」として扱われる
入国後講習(1か月から2か月、計320時間。ただし、来日前の講習内容によっては短縮あり)を受けてから介護事業所へ配属。
6. 技能検定基礎級(「認可法人・外国人技能実習機構」主催)と日本語検定N3の合格者のみが実習2年め以降である「技能実習2号」となる。※ 期間は2年間。

※ 2年目への移行条件である、「日本語要件:N3程度」については、日本政府が方針を転換し、年内にも介護現場で使う日本語に特化した新試験を導入する予定。

実習4年目、5年目の「技能実習3号」の制度

実習はこの3年で一区切りつくこととなりますが、実習4年め5年めの「技能実習3号」の制度を適用すれば、最長5年間の勤務が可能となります。この制度にあてはまるケースは、実習生本人が技能検定3級に合格し、当組合と介護事業所の両方が外国人技能実習機構から「優良」の認定を受けている必要があります。